相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市川崎区小田五丁目三二番地、最後の住所川崎市川崎区小田五丁目二二番一〇号
桜荘　被相続人　亡　大森　玉枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月六日
川崎市川崎区東田町八番地　パレール三井ビルディング一一階一一〇一号室　坂本・池田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　池田　博毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県大垣市浅中一丁目七一四番地二、最後の住所岐阜県海津市海津町沼新田二二二番地一二　被相続人　亡　小川　正美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月六日
事務所岐阜県大垣市室町二丁目二五番地
弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小山　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府宮津市字鶴賀二〇七〇番地二〇、最後の住所京都府宮津市字漁師一七三八番地　被相続人　亡　池田　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月六日
京都府与謝郡与謝野町字幾地一七五六番地七
相続財産管理人　牛田　敏子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府泉南市新家一三一五番地の二八八、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　芳川　均

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月六日
大阪市北区西天満四丁目一番二〇号ＬＥＥＰＬＡＺＡ三〇二号室
相続財産管理人　末井　太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市都島区内代町一丁目一四〇番地、最後の住所大阪府河内長野市楠町東一六八六番地の二パックス楠五〇一号　被相続人　亡　石川　克彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月六日
大阪市北区西天満三丁目一〇番三号ＹＳＲ西天満ビル五階
相続財産管理人弁護士　野田　邦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市中央区久太郎町二丁目一番地、最後の住所兵庫県西宮市柏堂西町一四番一三号　被相続人　亡　堀江　久雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月六日
大阪市北区西天満四丁目一三番八号尼信ビル八階
相続財産管理人弁護士　河内　良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福津市有弥の里一丁目四番地八、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田中　一則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月六日
事務所岡山市北区弓之町二番九号弓之町ビル六階六〇八号
相続財産管理人　弁護士　森安　武夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県三原市沼田三丁目一二四〇番地、最後の住所広島県三原市沼田三丁目四番一四号　被相続人　亡　大迫　陽樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月六日
事務所広島県広島市安佐南区上安二丁目三三番八号
相続財産管理人　司法書士　井上　進

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県三原市宗郷町三四五番屋敷、最後の住所不詳、登記簿上の住所広島県豊田郡田野浦村三四五番邸　被相続人　亡　大田　コト

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月六日
広島県三原市本郷町南方四九七二番地、事務所広島県三原市港町三丁目二〇番一号
相続財産管理人　司法書士　熊谷　祐司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県三原市宗郷町五六二一番地、最後の住所不詳、登記簿上の住所広島県豊田郡田野浦村五六二一番地　被相続人　亡　松本　禮一（登記簿上の氏名松本禮二）

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月六日
広島県三原市幸崎町渡瀬二八番地一、事務所広島県三原市港町三丁目二〇番一号
相続財産管理人　司法書士　椛山　正宣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県東彼杵郡東彼杵町八反田郷九〇三番地、最後の住所長崎県東彼杵郡東彼杵町八反田郷九〇三番地一　被相続人　亡　井手ヨシ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月六日
長崎県東彼杵郡川棚町下組郷一三番地四
相続財産管理人　有田　清人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市城南区梅林二丁目二二番、最後の住所長崎県長崎市五島町三番一七―五〇七号　被相続人　亡　計倉　幸二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月六日
長崎市麹屋町五番一号泉屋第二ビル三〇五号
相続財産管理人　吉田　修司

無縁墳墓等改葬公告

昭和町北浦墓地敷地内整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。
なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十二年十月六日
一、墳墓等所在地　愛知県岡崎市昭和町字北浦五八番地・七〇番地・七〇番地一
一、墳墓等の名称　昭和町北浦墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　不詳一七基
一、改葬を行おうとする者　愛知県岡崎市昭和町字棒田五二番地　昭和町北浦墓地管理委員会委員長　長坂　芳明

無縁墳墓等改葬公告

このたび下記墓地の改葬整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。
なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十二年十月六日
一、墳墓等所在地　島根県八束郡東出雲町大字揖屋町二二〇〇番地一、同二二〇一番地
一、墳墓等の名称　寺山墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　不詳
一、改葬を行おうとする者　島根県八束郡東出雲町大字揖屋町寺山墓地委員会　代表新見光男

無縁墳墓等改葬公告

津守共同墓地一部改修工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。
なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十二年十月六日
一、墳墓等所在地　大分県大分市津守字小島
一、墳墓等の名称　津守上地区共同墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　大分県大分市津守
　加藤弥五郎
一、改葬を行おうとする者　大分県大分市津守一一一五番地　二宮喜代美